第六号書式（第二十条関係）（Ａ４）
添付書類（ハ）

誓　　約　　書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和7　年　6　月 10　日

株式会社京都建築士事務所
登録申請者の氏名又は名称　　代表取締役 京都 華子

京都府指定事務所登録機関
一般社団法人京都府建築士事務所協会　会長　殿

記

1　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2　拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者
3　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者
4　建築士法第９条第１項第４号又は第10条第１項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者
5　建築士法第26条第１項又は第２項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前１年内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して５年を経過しないもの）
6　建築士法第26条第２項の規定により建築士事務所が閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日の以前１年内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
7　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から５年を経過しないもの（９において「暴力団員等」という。）
8　精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
9　暴力団員等がその事業活動を支配する者
10　建築士事務所について建築士法第24条第１項及び第２項に規定する要件を欠く者
11　拘禁刑以上の刑に処せられた者（２に該当する者を除く。）
12　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（３に該当する者を除く。）

〔記入注意〕１　登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
２　２から９まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。